

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第13号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の155」と、同項を「100分の160」と、同項に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	330,000円
2	373,100円
3	415,800円
4	471,900円
5	548,400円
6	641,000円
7	749,200円

第7条中第2項を次のように改める。

2 特定任期付職員の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき場合は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な

業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

第9条第2項中「職員」を「管理監督職員」に、「定める」を「受ける」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月2日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第3項の規定により読み替えて適用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の規定に基づいて職員に支払われた平成27年12月1日を基準日とする期末手当は、改正後の条例第9

条第3項の規定により読み替えて適用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定による同日を基準日とする期末手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。